平成２３年（フ）第１４９号
横浜市港北区篠原町1005―19―302、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座２丁目12番３号
破産者　株式会社デライトエンターテイメント
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６２７号
大阪市浪速区戎本町２丁目10番８号
破産者　株式会社大阪味倶楽部
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３６０号
大阪府東大阪市横枕西６番33号
破産者　株式会社パピルス
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９３６号
大阪市北区西天満３丁目５番10号
破産者　株式会社ディースリー
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７８９号
大阪市東淀川区下新庄６丁目１番21号
破産者　株式会社関西電気計器工業所
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８８８号
大阪市中央区島之内１丁目21番19号
破産者　セルフーズ株式会社
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１７２号
大阪市浪速区恵美須東１丁目５番17号昭和グランドハイツ恵美須401号
破産者　田中　公子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１９０号
大阪市西区江戸堀２丁目７番12号
破産者　有限会社ニシデ
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９３８号
大阪市北区東天満２丁目７番16号
破産者　株式会社三幸商会
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９３０号
大阪府茨木市太田１丁目12番30号
破産者　有限会社ニューシヤルドン
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５９号
大阪市旭区赤川４丁目２番29号
破産者　株式会社エムズ・プラネット
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３７号
大阪市淀川区西中島５丁目３番10号
破産者　株式会社エム・ヴイ・ピー
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５９号
大阪市東住吉区今林４丁目10番20号
破産者　株式会社小松製版
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６３号
大阪市東淀川区東中島２丁目８番８号
破産者　株式会社ＧＡパートナーズ
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８９８号
大阪市北区浪花町２番25―304号
破産者　株式会社Ｂｅ・ナチュラリー
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４８号
大阪市西区南堀江１丁目11番１号
破産者　有限会社ルゥ・ディ・トリーノ
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４９号
大阪市西区南堀江１丁目11番１号
破産者　有限会社ルゥ・ディ・ブライト
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２２号
堺市南区三木閉99―２、商業登記簿上の本店所在地堺市南区桃山台３丁１番９号
破産者　株式会社桃山台米穀店
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
兵庫県宍粟市山崎町下町217番地の３
破産者　有限会社エスアイ住建
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第５９号
佐賀県鳥栖市江島町3256番地166
破産者　友我リサイクルセンター有限会社
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３８７号
札幌市東区北35条東26丁目３番20号
破産者　株式会社曲八よねくら建材店
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６号
東京都八王子市松木48番地10グランドゥール303号
破産者　小林　　清
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部